

第 9 期大学分科会における部会等の設置について（案）

平成 29 年 3 月 日
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 将来構想部会

（所掌事務）

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

└─── 制度・教育改革ワーキンググループ（仮称） ※部会において設置が認められた場合
（所掌事務）各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

2. 大学院部会

（所掌事務）

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

（所掌事務）

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

（所掌事務）

学校教育法第 112 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

5. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム（仮称）

※関係法案が成立した場合

（所掌事務）

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。